

宿毛市契約管理システム導入業務
公募型プロポーザル募集要領

1 業務の概要

(1) 業務名

令和5年度 宿土監 第1号 宿毛市契約管理システム導入業務

(2) 業務の目的

本市において、契約管理システムを導入することにより、業者管理・入札・契約・検査事務の省力化及び効率化、統一化を一層図ることを目的とし、当該業務を実施する最適な事業者を、このプロポーザルにより選定する。

(3) 業務内容

本業務の内容については別紙「宿毛市契約管理システム導入業務仕様書」に記載する。

(4) 委託期間

本業務に係る委託期間は、契約締結の日から令和6年3月31日までとする。

2 委託予定額

7,601千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限とし、提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は受け付けない。

3 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 公告日から参加意向申出書提出日までの間において、本市から指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しないこと。

(3) 宿毛市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれにも該当しない者。

(4) 本店及び県内に所在する営業所等が市税及び都道府県税並びに国税を滞納していないこと。

(5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立

て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 参加意向申出書を提出する日から過去 10 年間の間で、国又は地方公共団体に対して契約管理システムを導入した実績を有すること。

(7) 四国内に本社あるいは営業所等があること。

(8) 本業務を遂行するため、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、必要な業務経験等を有する者を業務に従事させることができること。

4 参加意向申出書の提出

プロポーザルに参加したい事業者は、「企画提案書等提出書類一覧及び留意事項」を参照し、「参加意向申出書」（添付書類含む。）を作成、提出すること。

(1) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

(2) 提出期限

令和 5 年 8 月 31 日（木）午後 3 時（必着）

※持参の場合、閉庁日は受付できません。

(3) 提出先

後記の第 15 項「問い合わせ先・提出先」へ提出すること。

(4) 資格要件の確認

宿毛市土木課において、申込者から提出のあった「参加意向申出書」と関係書類を確認する。なお、参加事業者が 5 社を超える場合は、事前に提出書類による審査を行い、プレゼンテーション参加事業社 5 社を選定する。

申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和 5 年 9 月 4 日（月）までに申込者へ電子メールにて通知する。

(5) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

ア 「参加意向申出書」を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知する。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して

5日（市の閉庁日を除く。）以内に、書面により、市長に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができる。
イ 市長は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（市の閉庁日を除く。）以内に書面により回答する。

5 質問受付及び回答

参加意向申出書の提出にあたり、本募集要領、仕様書等について、確認事項や不明な点がある場合は質問書（第1号様式）を提出すること。

（1）提出方法

電子メールで提出し、併せて電話で送信した旨の連絡を行うこと。

（2）提出期限

令和5年8月28日（月）午後3時まで

（3）提出先

後記の第15項「問い合わせ先・提出先」に記載するE-mailアドレス宛てに提出すること。

（4）回答方法

提出された質問は、令和5年8月30日（水）午後3時までに社名を伏せた上でホームページに掲載する。

6 企画提案書の提出

参加資格を有することが認められた者は、別に定める「宿毛市契約管理システム導入業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」に基づき、企画提案書を作成、提出すること。

（1）提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

※持参の場合、閉庁日には受付できません。

（2）提出期限

令和5年9月20日（水）午後3時（必着）

（3）提出先

後記の第15項「問い合わせ先・提出先」へ提出すること。

（4）留意事項

期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなす。

7 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「宿毛市契約管理システム導入業務宿毛市プロポーザル方式審査選定庁内委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

8 審査

別に定める「宿毛市契約管理システム導入業務公募型プロポーサル審査要領」（以下「審査要領」という。）に基づき実施する。

(1) 1次審査（書類審査）

選定基準表に基づき庁内委員会で上位5社を選考する。申込者が5社以下の場合は1次審査を省略できる。

①結果通知日 令和5年9月4日（月）に通知予定

(2) 2次審査（プレゼンテーション）

1次審査選考者によるプレゼンテーションを実施し、選定基準に基づき庁内委員会で選考する。

9 契約の相手方の選定

審査委員会では、提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を、審査要領に基づく公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定する。

なお、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。

選定後には、候補者と本市は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行い、交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進む。

5日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて本市と交渉を行うこととなる。

10 審査結果

審査結果は、令和5年9月下旬に、全ての参加者に文書で通知する。なお、審査結果は宿毛市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となる。

11 日程

内容	時期
公募開始 (実施要領等の公表、質問受付開始)	令和5年8月22日(火)
質問書提出期限日時	令和5年8月28日(月)午後3時まで
質問書回答日時	令和5年8月30日(水)午後3時まで
参加意向申出書提出期限日時	令和5年8月31日(木)午後3時まで
資格要件確認結果通知日時 (企画提案書受付開始)	令和5年9月4日(月)
企画提案書の提出締め切り日時	令和5年9月20日(水)午後3時まで
企画提案プレゼンテーション日時	令和5年9月下旬
審査結果通知発送日	令和5年9月下旬

12 提出書類の取扱い

(1) 提出された書類の著作権は参加者に帰属するが、審査及び情報開示に必要な範囲について複製することができるものとし、提出された書類は返却しない。

(2) 提出された企画提案書等の修正等は認めない。

(3) 提出された企画提案書は、宿毛市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになる。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第3号の規定により非開示とできるため、非開示とする場合には、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を任意様式で提出すること。

開示・非開示の判断は提出された資料に基づき行うものではなく、提出された資料を参考に、同条例に基づき本市が客観的に判断する。

(4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用しない。

13 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがある。

(1) 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合

(2) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

- (3) 提出書類が仕様書等に示された条件に適合しない場合
- (4) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- (5) 市職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (6) 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- (7) 契約締結日までに、本市から指名停止の措置を受けた場合
- (8) その他、審査委員会が社会通念に照らし失格にあたる事由があると認める場合

14 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。辞退することによって、今後の宿毛市との契約等について不利益な取扱いをするものではない。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とする。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、宿毛市契約規則第33条の規定により免除された場合又は同規則第34条の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではない。
- (4) 提案は、1事業者につき1つとする。
- (5) プロポーザルは、提案の選定を目的に実施するものであり、契約する業務においては必ずしも提案内容に沿って行うものではなく、本市の指示のもと変更または修正を加える場合があるものとする。
- (6) 参加申込者が1社のみの場合は、プレゼンテーションを行ったうえで、本業務の受託者として、適切に業務を履行できるかを総合的に判断し選定する。

15 問い合わせ先・提出先

〒788-8686 高知県宿毛市希望ヶ丘1番地
宿毛市役所 土木課
担当者 東 則孝
TEL : 0880-62-1250
E-mail : doboku@city.sukumo.lg.jp